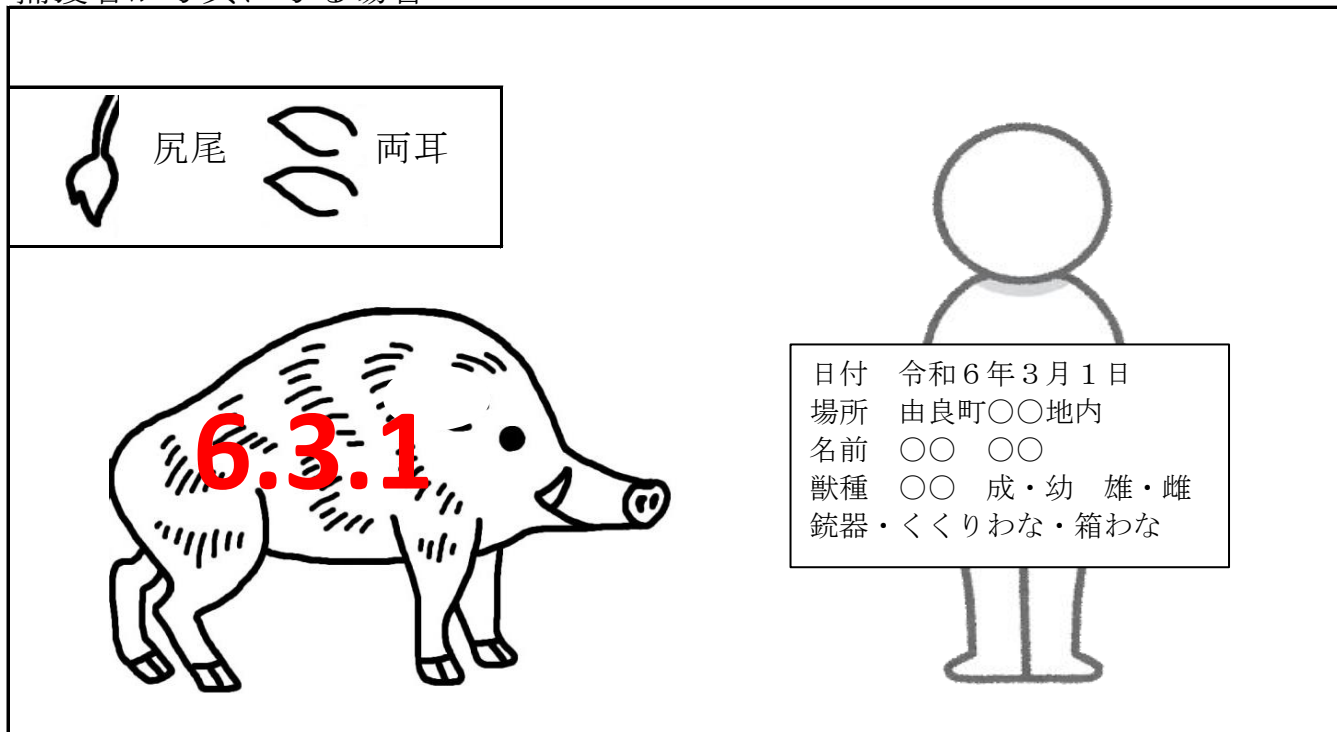


## 有害鳥獣捕獲報告方法

捕獲者が写真に写る場合



写真の撮り方

- ・銃器は捕獲場所、箱わな及びくくりわなは設置場所で撮影する。
  - ・撮影者から見て頭部を右側、足を下向きにする。
  - ・捕獲個体に油性のスプレー等で捕獲日をマーキングをする。
  - ・紙やホワイトボードに捕獲日、捕獲場所、捕獲者名、捕獲個体（獣種・成幼・雌雄）、捕獲方法を記入する。
- ※内容がわかれば段ボールなどでもかまいません。
- ・捕獲個体の部位（イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマは両耳と尻尾、サルは尻尾のみ）を切り取る。
  - ・捕獲者と捕獲個体と捕獲日等を記載した紙と切り取った部位を、1枚の写真に撮影する。  
(文字等が見えにくい場合は全体の写真とアップを撮る等してください。)



報告方法

- ・写真と捕獲個体の切り取った部位は産業振興課まで提出する。
- ※写真はデータでもかまいません。

※捕獲者となることができるのは、由良町から有害鳥獣捕獲従事者証の交付を受けた方に限ります。

上に記載した内容が確認できない場合は、捕獲奨励金の支払いを行いませんので十分に注意をしてください。

捕獲者が写真に写らない場合

 <p>尻尾 両耳</p>	<h1>従事者証</h1>
	<p>日付 令和6年3月1日 場所 由良町〇〇地内 名前 〇〇 〇〇 獣種 〇〇 成・幼 雄・雌 銃器・くくりわな・箱わな</p>

1人で捕獲した場合等の捕獲者が写真に写らない場合は、写真に捕獲者が写る代わりに従事者証と一緒に撮影してください。